門真市入札・契約制度の改正等について

本市では、公共工事等の適正実施に取り組んでいます。

つきましては、公共工事等の更なる適正な施工の確保を図るため、下記の事項について、平成27年4月1日から実施します。

なお、制度内容等については、今後、市ホームページにて事前周知を予定しております。

記

1. 工事前払金の上限額の撤廃(門真市公共工事の前払金に関する規則の一部改正)

これまで契約金額が1,000万円以上かつ工期3箇月以上の公共工事については契約金額の40%以内で1億円を限度額として前払金の請求が可能としておりましたが、当該1億円の支払い限度額を撤廃します。

2. 中間前金払制度の導入(門真市公共工事の前払金に関する規則の一部改正)

上記前払金の支払い後、工事の進捗等一定の要件を満たしている場合に、保証事業会社の保証を条件として、契約金額の20%以内の前払金を追加的に支払う、中間前金払制度を導入します。

例) 工事契約3億円



3. 門真市公共工事等不当介入対応マニュアル

- ・工事の施工に際し、社会通念上不当な要求を受けたときの厳正な対処について、 不当介入報告書の提出を義務化します。
- ・当該マニュアル違反については、入札参加停止要綱の措置を適用します。

4. 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱の一部改正

主な改正内容及び入札参加停止期間

- ・契約違反に対する措置 ⇒6箇月
- ・都市計画法、建築基準法等法令違反に対する措置 ⇒1~3箇月
- ・不当又は不誠実な行為に対する措置 ⇒2~3箇月